

第2回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会 議事録

日時：平成30年7月23日 10:00～12:00

場所：市役所 厚生棟2階A会議室

出席：細見委員長、柏木委員、国安委員、立川委員、正木委員、松井(ゆ)委員、松井(由)委員、
間野委員、見浪委員、矢上委員、和田委員

欠席：亀井委員、新矢委員、東村委員

【次第】

- (1) 開会
- (2) 議事
 - ①資料説明
 - ②第4次大東市男女共同参画社会行動計画骨子案説明
 - ③意見交換
- (3) 事務連絡等
- (4) 閉会

開会

人権政策監：皆様方にはお忙しい中、また大変な猛暑の中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。
ございます。

本日は骨子案についていろいろご議案いただきたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

事務局：資料確認

【資料】

- ①会議次第
- ②大東市男女共同参画社会行動計画骨子案
- ③審議会等設置状況
- ④大東市における外国人の国籍および在留資格
- ⑤苦情処理ガイドブック
- ⑥北河内7市における在留外国人数

事務局：それでは、ここからの議事進行は本委員会規則第3条第1項の規定により、細見委員長に
お願いしたいと思います。委員長よろしく願いいたします。

委員長：これより第2回策定委員会を始めるにあたり、本委員会については前回の会議で「公開す
る」と決定しましたので、市民の方々にご出席いただくこととします。本日は傍聴希望者がい
ないということですので、早速議事に入らせていただきます。

それでは事務局より資料説明をお願いいたします。

事務局：本日配付させていただいた「北河内7市における在留外国人数」も併せて資料4点説明さ
せていただきます。まず、「審議会等設置状況」をご覧ください。カラフルプランの策定期
間にあたる5年前と今年の女性比率の比較を審議会別で一覧にしています。グレーで網掛けして
いるところは、現在女性が存在しない審議会となっております。女性があまり増えない理由と

して、ヒアリングした結果、1つ目は、審議会委員が充て職になっていてその職に女性がいないこと、2つ目は、団体に推薦依頼をした時に、推薦者に女性が上がってこないこと、3つ目は、審議会によっては専門性が必要で、その分野に女性がいないことがありました。しかし、それでは女性を増やすことはできないので、まず各審議会において充て職である必要があるのかどうか、その点を改めて検証を行う。そして、団体に推薦依頼をする際には女性がいないか打診をしていただくことについて、改めて関係各課に協力を求めました。また、「女性比率40%を目指す」という目標は、本市で規定している審議会の運営方針があるので、その中で、もっと女性比率の促進が図られるように文言や内容等の修正について関係課と調整していきたいと考えています。

次に、「大東市における外国人の国籍および在留資格」をご覧ください。左の表は、本市に在留している外国人の国籍を列記しています。最も多いのは中国、次いで韓国、ベトナムとなっており、右の表は在留資格別男女別を表しています。黄色で網掛けしている「留学」「特別永住者」「永住者」、この上位3つは男女とも同じなのですが、4位以降、男性は技能や知識などの習得の要件で、一方女性は家族がらみの要件で在留されているという違いがみられます。そして「北河内7市における在留外国人数」は、大東市に限らず全体的に在留している外国人の数が同じように増えてきている傾向がみられます。

「苦情処理ガイドブック」は、前回の会議の後に間野委員よりご依頼があり配付させていただいた資料です。「この内容が今回の計画づくりの参考にできるだろうから皆さんに配布していただきたい」ということで今回お送りしました。よろしければ、間野委員からこちらの資料の説明をお願いします。

委員：これは第2次、第3次と男女共同参画社会行動計画策定をする中で、各行政機関が受け付けた苦情に対してのそれぞれの答えを公表したもので、実際は私どもが人権相談などで参考にす資料として配っていただいております。それぞれ今回の大東市のこの委員会で検討していく中で、すでにある一定結果報告されている内容に及ぶものがあれば参考にさせていただければということで提供させていただきました。

事務局：ありがとうございます。資料についての説明は以上です。

委員：「在留外国人」と言われていますが、この男女共同参画社会行動計画策定に関わる人は、どこまでの範囲になるか教えていただきたい。

事務局：大東市に住民票を置かれている方々になります。「技能」だと大東市以外にお勤めの場合もあるかもしれません。

委員長：「審議会等設置状況」は、防災会議だと総数31、女性が1で、女性比率は平成30年に3%ですね。25年は0だったから多少は増えたということ。この任期は今年の現状で平成32年4月には改選になる。ということは、今年増えたということですか。

事務局：そうですね。今年で増えたということになりますね。

委員長：審議会設置状況の表の見方は、下から2番目の「文化財保護審議会」は総数8で女性が0、25年には25%あったのが今は0で減ったということですね。その理由としては先程言われていたようなことですね。

ガイドブック16ページの一番上に「申し出内容」があります。男女共同参画推進条例の主旨に反するんじゃないかということで苦情を申し出るシステムですが、「第2次愛媛県男女共同参画計画の推進目標である県の女性役付き職員の割合を20%から30%に引き上げるとともに、実践的研修の強化と積極的な役付き登用を具体化してほしい」という方式になっています。「目標値はしっかりあるけれどもこれはできていないのではないか」という苦情です。これに対して「愛媛県の苦情処理機関である男女共同参画推進委員としては、本申し出は県の男女共同参

画施策に関する苦情ではなくむしろ積極的な提言に該当すると認められるため、調査しないとしました。積極的な提言として、当該推進委員から県に対し申し出内容の伝達だとしたこの件では、次の内容で申し出人に回答する。本件については、意思決定の場面に女性の参画拡大を県が率先して推進していくため、新たに設定した取り組みであって平成 32 年度に管理職登用が見込まれる年齢の職員の男女構成比、(今は男性 77.5%女性 22.5%)を踏まえ、達成可能な数値として 20%を設定した。30%だとこの年齢層の女性職員が全員役付きとなっても職員の絶対数が少ないため達成できない。男女を問わず研修等を通じて人材育成に努め、意欲能力のある職員を積極的に登用したい。また、県でも申し入れの趣旨をこの会議に報告するとともに、今後の目標にしたいし参考にするとした。」ということが書かれています。私達も数値目標を議論して、「これから 10 年間この数値目標をどうやっていくか」というあたりで「どういう根拠に基づいてその数値目標があり、それに対して達成可能だという説明ができるかどうか」が問われます。単に「4 人でいいじゃないか」というような形で数値目標を作ったら、これは苦情になり、「絵に描いた餅じゃないか」と行政の姿勢を問われる。これは県レベルですが、市でも同じことですよ。そういう点を踏まえて数値目標をしっかりと出していきたいと思いました。17 ページの「女性教員の管理職登用」についてもそうで、「女性教員の管理職登用の新規目標が達成できなかった理由を明らかにしてほしい」「教員管理職登用制度を改めてほしい」という申し出があったということですね。これについてはこの男女共同参画の委員に対するヒアリングを行って、①多様なルートによる管理職登用へのしくみの検討、②教務主任候補者推薦における積極的な女性教員の推薦、③教育現場における教員の性別による偏りの是正、④女性教員に向けたキャリアアップに関する研修の検討と、女性の管理職登用に繋がる意識変化を促す方策の検討などの事項を求める意見書を提出しその後、市から教育委員会に対しての是正要領を通知したとされています。追記として、平成 28 年 4 月に完全施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律～女性活躍推進法」において、「国や地方自治体などの公共団体、民間事業者は、①管理職に占める女性比率など、女性の活躍状況の把握、課題の分析、行動計画の策定・届出、情報公開、公表などを行う必要があるが、労働者が 300 人以下の民間事業者については努力義務である。」という是正勧告があったということで参考にはなりません。この委員会でも考慮に入れてもらわなければいけないことだと思いました。

次に、計画骨子案の内容について事務局から説明をお願いします。

事務局：計画骨子案についてご説明申し上げます。まず 15 ページをご確認ください。今回の計画の位置づけについて改めてご報告させていただきます。これまでの計画策定根拠については、国の男女共同参画社会基本法に基づいて本市男女共同参画推進条例に規定する基本計画であると共に、DV防止法で定められている市町村の基本計画の要素も含んだ計画を作ってきました。しかし平成 27 年に女性活躍推進法が施行され、同法律の中に女性の職業生活における活躍の推進に関する施策について計画策定が全国の市町村に求められたことから、今回の計画にはその要素も加える必要が生じています。このため、今回皆様にご協力いただく計画では、女性活躍推進法に関連した施策を盛り込むとともに、第 3 次計画改訂版、前回の計画の策定からこれまでの 5 年間における社会情勢の変化に伴う課題や、5 年前の計画で設定した目標の達成度合い、こちらの検証から得た改善点などを反映しながら策定を進めていきたいと考えております。前回計画からこれまでの 5 年間の社会情勢の変化については、骨子案 2 ページの中段から、主に国と大阪府の動きを 5 年間分明記しています。DV防止法や育児介護休業法などの改正も行われていますが、中でも顕著なものとしては、平成 27 年に女性活躍推進法の施行と共に、国で第 4 次男女共同参画基本計画が閣議決定され、その翌年(28 年)には大阪府でおおさか男女共同参画プランが策定されています。国の基本計画については骨子案 3 ページに概要を掲載

しています。また、大阪府のプランについては4ページに概要を掲載しています。この2つの計画においては、それぞれが社会情勢の変化に合わせた形で、時代に応じた課題の捉え方をされているので、今回本市の男女共同参画施策のさらなる推進に向けた計画策定にあたっては、この国と大阪府の2つの計画の体系を基礎とさせていただき、そこに本市の独自の課題を加えていくことが、実効性の高い策定の効率的な方法であると現在事務局では考えております。そこで、本市の独自の課題となりますが、こちらは5ページの計画策定、5年前に掲げた13の項目の目標数値と現地点での達成度合いを示しており、一つの課題が見えてきます。項目番号の3番、4番、10番、そして7番の一部が目標を達成したものの他の13項目のうち10項目が未達成となっています。未達成の項目の中には、目標値には及ばないのですが、5年前からの改善の傾向が数値に現れているものもあります。例えば11番12番。「審議会における女性の参画状況」、13番「市民活動グループの育成」において進展があまり芳しくなく、7番の中学校における女性管理職の登用割合や今回の計画策定にあたり強化すべき課題が、この表の数字から見てとれます。6ページ以降については、5年前に策定した計画の目指すべき今後の取り組みについて、現在の状況と今後の課題を分析したものを掲載しています。こちらは今後、市役所の担当部局の課長で集まる幹事会でもしっかりと分析をしていきたいと思っております。また、必要に応じた改善強化の対策については、皆様のご意見を反映しながら、計画の基本的な視点などに盛り込んでいきたいと考えています。今回の計画策定にあたっては、昨年実施した市民と子ども達への意識調査のデータも反映していきたいと考えています。第1回の会議でも、皆様にご覧いただいたところですが、今回骨子案の33ページ以降に意識調査の結果の一部を抜粋しています。今回、計画に加味したいと考えている調査の結果については、33ページのあらゆる分野における男女平等の意識変化の数値を参考にしたいと考えています。男性が多く項目で「平等感が増している」と考えている中、女性に関しては、職場における平等感が大きく上昇しているものの、全体的には意識が高まっていない状況です。これは、33ページの下段の表で平成24年と平成29年の調査の比較をしているところですが、職場での男女平等の比率は24年の調査時は女性は13.3%、今回では30.1%と比較的大きく改善された数値が出ていますが、他の項目では前回よりも数字が下がっているものがほとんどです。このあたりを計画の中に改善点として盛り込まないといけなと考えているところです。34ページでは「性別役割分担意識」の市民意識調査結果を見ています。「固定した役割分担意識が間違っていると思う」と「どちらかといえば違うと思う」を合計すると、表の一番下にある全国平均の数値を大東市が上回っているということで、我々にとっていい方向に出ているものの、この数値についても上げていきたいと考えております。35ページには、「児童等意識調査」で子ども達の意識を抜粋しておりますが、こちらは成長段階に応じてどんどん意識が高まっている様子が見受けられます。また、骨子案には掲載していませんが、小学生の調査においてはやはり「男の子だから、女の子だから」といった言葉遣いやふるまいなど生活全般におけるジェンダーに関する発言が家庭内で多く行われているという結果も出ているので、「性別役割分担意識を解消していくためには幼少期からの家庭教育が課題である」と考えているところです。また、児童等意識調査におきましては、「将来のDV行為を減らしていきたい、未然に防いでいきたい」という啓発も兼ねて、中学、高校、大学生にデートDVに関する調査を実施しております。39ページにはデートDVの認知状況を掲載しております。中学生ではデートDVについて知っている子は少ないものの、高校、大学と一気に認知率が高まっているところです。ただ、40ページ41ページには、女性、男性とそれぞれデートDVの細かい分類についての意識調査を行っていますが、比較的身体的暴力や性的暴力に関しては子ども達も認識は高いものの、精神的暴力や社会的暴力になると少し感じ方が薄いのではないかと考えております。この

DVのとらえ方は意識が低い場合、実際に将来DV行為を受けた時に、「これはDVではない」というような認識がさらなるDVの重篤化につながることもありますので、やはり若いうちからDVに関する正しい知識を我々のほうから提案させていただいて、学校と協力しながら啓発させていただいて、将来の結婚後のDV対策、防止につなげたいと考えているところです。後ろのほうに、市民の意識に関しても、どうしてもDVに関して精神的・社会的暴力についての認識が低いのが現状です。

調査の結果としては、DV被害の経験者が相談の行動をとるケースというのが割と少ない状況も出ています。さらに相談される方のうち、公的機関を活用される方もちょっと少ない状況であることが今回の調査で判明しましたので、我々大東市の人権室としても、相談体制の強化はもちろんです。そういう体制をとっているということをもっと周知、PRが必要と考えました。これらの本市の課題、あと、国や大阪府の社会的な動き全てを集約して今回の第4次計画を策定するにあたり、現時点で事務局が考えている方向性、第4次の方向性というものがこの骨子案の12ページから記載させていただいたものになります。基本的な考え方につきまして、計画の目的につきましては先程お伝えしましたので省略させていただきます。13ページ中段からの「計画の基本理念」は、本市の推進条例に規定している7つの基本理念をそのまま前回計画と同様に設定させていただいております。14ページには計画の基本的な視点を掲げております。今回は4つの基本的視点としております。(1)「人権の尊重」につきましては充実するというところで挙げているのですが、(2)「あらゆる分野における女性の活躍推進」におきましては、“政治分野における男女共同参画の推進に関する法律”が先だって施行されました。これから日本が持続可能な政治経済の成長を進めていくために最重要課題とされている女性の皆さんの活躍推進を今回の計画の基本的視点の2番目に挙げさせていただくものです。そして(3)「男女のワーク・ライフ・バランスの実現」ということで、国が推し進めている働き方改革、また本市のほうでも行革推進室をこの4月から設置して、ワーク・ライフ・バランスについて力を入れて取り組んでいくところですので、今回の計画に重点的に取り組んでいきたいと考えております。最後、(4)「あらゆる施策に男女共同参画の視点の浸透」ということで掲げております。こちらはまず、基本的視点を4つ提示させていただいております。15ページの「計画の位置付け」は先程ご覧いただきましたので16ページに移らせていただきますが、16ページは、計画の期間につきましては大体皆様にご報告させていただいた通り、今回の計画を前回同様10年間とし、中間年の5年後には一度見直しをさせていただく予定となっております。そして、今回「重点施策」は16ページの6番からになっています。「政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成」につきましては、審議会や庁内等の管理職における女性の登用等が、進展が厳しい状況です。女性の人材育成に力を入れていく必要があるため、現計画から継続して重点項目と挙げております。これは、前回の計画から引き続きの重点項目となります。数値の設定など、もう一度、今回の計画では大きく見直しができたらと考えます。2点目には「男性のためのエンパワーメント支援」を挙げさせていただいております。こちらは今回の計画から盛り込んでいくべき“女性活躍推進法”に関係するところでもありますが、男性の家庭参加が女性の社会参加に影響が一番密接であることから、今回の計画に重点項目として挙げさせていただくものです。3点目は「女性や子どもへの暴力対策の推進」となっています。こちらはDV法に規定される市町村の計画の含みもありますが、大東市に限らず全国的にもDV被害が年々増加の傾向にあります。このため、今回計画においても重点施策として掲げながら、我々はDV相談の強化等にも取り組んでいきたいと思っております。最後の「家庭・地域における男女平等意識の浸透」ということで、子どもさんが学校で一生懸命男女平等に関する教育を進めていただいても、どうしても家にいる時間が重要です。家庭や子どもを取り巻く地

域の皆さん、そういった方々に正しい接し方、子ども達への教育についてご協力いただけるような施策を構築していきたいと考えているところです。これらの重点項目を中心に、今度は計画の内容を進めていくところですが、骨子案の18ページに移っていただきたいと思っております。本市の意向からこの「計画の体系」というものを作成させていただいたところ、まずは表の左側、基本方向ということで大きく3つに分けました。「あらゆる分野における女性の活躍推進」、「人権尊重と安心して暮らせる地域社会づくり」「男女共同参画の意識づくり」この3つの分野に分けさせていただきながら、それぞれに基本施策として細かく分け、さらにそこから「施策の方向」ということで、実際の取り組みに繋げていきたいと考えております。こちら、実際のところは施策の方向から、今度はまた例えば今、お手許の表では1番から28番までありますが、それぞれの1番、2番、3番に対して実際にどんな業務をどんな施策を打って出るのかというのを、関係する部署で目標・施策を設定していくものです。こちらにおきましては、お手許の資料の19ページにも掲載しておりますが、今回の骨子案には間に合っていない状況です。こちらは、先日行いました推進本部会議、各課の課長が集まる幹事会でこの骨子案を提出して持ち帰りいただいて、今回の第4次計画にふさわしい事業について今、持ち帰って検討していただいているところがございます。検討していただいた内容が、今度皆様にお集まりいただく時の資料としての計画素案に反映された形でご覧いただける予定となっております。今のところは骨子案という形ではご覧いただいた状況です。後半は、前の会議でお持ち帰りいただいたデータ集からの抜粋と、先程ご覧くださった意識調査の結果が後ろに付いています。なお、委員会の皆様のお力をお借りしながら、内部では市長が本部長を務めます推進本部会議、あと、課長で集まって構成される幹事会、この二つの会議を実際開き、骨子案のほうは提出させていただきました。推進本部会議につきましては、申し訳ございませんが、「開催した」と申しましたが、実際のところ予定しておりました日にあいにくの大雨があって水防体制をとったことで、会議は実際には行われませんでした。その後、市長・副市長・各部長の日程調整が困難であったことから、骨子案の配付を以て、第1回の会議とさせていただきます。その際に、各部長にご覧いただいてご意見をいただいているところ、この場をお借りしてご紹介させていただきます。意見の一つとしては、我々の骨子案の中で「あらゆる暴力の根絶というのを基本理念としたい」と骨子案に書いているのですが、なかなか骨子案14ページの次期計画の基本的視点の中にそういった「暴力の根絶」というところが強く訴えられていないので、「もう少しそのあたりを強化していただきたい」というようなご意見もいただいております。また、職場や学校、家庭や地域を含めたみんなで取り組む男女共同参画という目標を掲げる中ですが、骨子案の中には、事業所に対する啓発、そのあたりがちよっと弱いと感じる、そのため今後進めていく中では「事業所に対する啓発、事業所と一緒に取り組む施策、そういったことを盛り込んでいけるような取り組みをお願いします」ということで意見をいただいております。また一方では、この取組につきまして、先だって大東市議会にもご報告を申し上げましたところ、議員のお1人からは、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の内容について、第4次計画に盛り込むことは可能なのかというご意見もあり、議員の皆様も今回の計画には注目されている状況でございます。

幹事会のほうでは、先だって課長に集まっておきまして出てきた意見では、先程のお話と重複しますが、審議会の中で女性の比率が伸びないというところ、充て職で現在行っているもの、充て職でないといけないものについてはやむをえません、充て職というよりも充て組織という形を工夫しながら比率を上げていきたい、という考えをもっているという意見も出ていました。また、本日は委員の皆様からいろいろなご意見をいただきながら、また幹事会や内部の職員から出てきた意見をとらまえながら、次の素案の作成に進めていきたいと思っておりますので、

恐れ入りますが、本日は皆様の忌憚のないご意見を頂戴したいと思っています。よろしくお願いいたします。

委員長：今の説明で、何かご意見ご質問等はないでしょうか。

委員：データの確認です。30ページの「地域団体役員等の男女比率（大東市）」の表で、「保護司」は大東市と四條畷、四條畷警察署管内で保護司会が結成されているのですが、それは全体の数字と理解していいですね。四條畷の方も含まれている。

事務局：全体の中から大東市の方だけを抜粋しているかどうかですね

委員：はい。それからもう一つ、「小学校・幼稚園PTA会長」の3名というのは幼稚園ですか。小学校ですか。

事務局：幼稚園が2人です。

委員：小学校のPTA会長が1人おられるということですね。

事務局：はい、そうです。

委員：目標値設定における分母について、苦情処理ガイドブックの19ページ、これは非常に象徴的なことだと私は認識しているのですが、「保育施設等の男性職員の採用について」という項目で、「小学校、保育園、幼稚園、学童保育、児童館などの職員に女性の割合が高いのはなぜか」というと、一つはそもそもこの段階で女性の割合が高いこと。2、非常勤職員については待遇が悪いため生計維持が困難であるという理由で男性が少ないこと。あともう一つ問題があり、これは人権擁護委員会の男女共同参画の中でも表明されている意見ですが、そもそも、幼稚園、保育園の資格を取るための養成校には女性しか来ない。男性で資格を取る人もおられますが「正職員は狭き門」ということもあり、生計のための待遇としては芳しくないようです。それと同時に今度計画の中で「子どもの頃から男女平等意識の醸成」という部分を掲げておられますが、やはり難しいところがあると思います。特に幼稚園保育園等で女性の先生が一般的という中で育っていくことも一つの背景を知る必要があるということと、ひとり親家庭が大変増えているそうですが、男性と女性が結ばれないと子どもは生まれてこないわけですから、そこにおいて、母性と父性の役割が子育ての中に出てくることになると思います。それを根本から変えていこうというのは非常に大変で、だからこれは第4次まできているけれども大変な社会変革を伴うものであるかと思っています。今の社会を構成しているそういった部分に「男女共同参画」という枠組みで対応できるのかという疑問も私は思うところです。一つは、「父子手帳」という項目もありますが、まさに「子どもを育てていくということにおいて男女の関わりが必要である」という意識をもう少し訴えるべきではないかと思っています。保護司会はわかりましたか。

委員長：保護司会は四條畷がはいっているかどうか 確認しないと。

委員：普通に尋ねたら先ほどの保護司会には四條畷も含まれていると思いますよ。全体的に保護司は男性が多くて、民生委員・児童委員は女性が多いという傾向はわかりました。

委員長：今日は書かれているものだけで、具体的な案については次回ということで。この前半の部分で何かありますでしょうか。

委員：どの範囲かというのは難しいですが、骨子案の3ページ。国の女性活躍推進法も大阪府のプランも市のプランも、「あらゆる分野における女性の活躍推進」という文言が、「男性はそもそもあらゆる分野において活躍しているから」という前提があるからでしょうか。今回の骨子で、「男性の家庭や地域における活躍の支援」という場面を載せていただいているのですが、ただ、やはり女性の活躍のほう为社会において優先されていて両輪になっていないという印象を受けてしまうというのが1点、5ページの数値目標の達成度で、2番の「男は仕事、女性は家庭」と思う市民の割合の目標値が達成できていないが、ジェンダーの認知度は上がって達成されて

いるというところですが、ジェンダーの認知度が5割以上あるのに、男は仕事、女は家庭と思う市民の割合は3割以上ということで、「ジェンダー」がどんなふうに認知されているのか。そのこだわり方の分析というか、「ジェンダー」という言葉は知っているけど、「男は仕事、女は家庭」と思う市民の方は一定数いるという、ジェンダーのとらえ方が気になると感じました。

委員長：全体的なことになりますが、大東市の行動計画に入るまでの導入部分が長いので、第4次で大東は何をするのかということが早く知りたいです。本当に知りたいことは16ページにあります。この計画は、目的がこれで10年間でやりたい。基本的視点はこうだけれども、重点施策としては、この10年間でこの1、2、3、4を実際的に数値目標を掲げてやりたいということが、第4次の骨子なんですよ。もう少しコンパクトに第3次の見直しを。課題はこれでよい。もう一つはジェンダーの認知度。第3次で達成したのが3と4と10です。13分の3かというので終わっていたのですが、ジェンダーをどのように認知して、2の「男は仕事、女は家庭」と思う市民の割合は、書き方をわかりやすくする」ということではなかったですか。

事務局：第3次の時にはこの状態で掲げているものなので。第4次で同じような目標を立てる時に表記のしかたはご指摘いただいた形に変えます。

委員長：2と3でこれをどのように克服するかというと、第4次の提案の中で、「この調査ではジェンダーの認知度が変わった」としっかりと書いておく。すると「ジェンダーの認知度の達成を目指している」という評価になります。これは書き方次第ですね。達成したのか、あるいは「なぜ達成できなかったのか」ということは、これを読んだらわかりますか。

事務局：幹事会で、例えば女性職員の役職者の割合について、実際に役職になるためには、大東市では登用のための試験があるのですが、まず、その受験者が少ないという問題があります。その受験しない理由が「役職につきたくない、希望しない」ということなのか、「希望するけれども何らかの問題があって受験できないでいるのか」そのあたりは男性の育児休業の取得にも関係することだと思っておりますが、なぜそれができないのかという本質のところを知る必要があるんじゃないかという意見がありましたので、そこが今の段階では、まだ解明できていないというのはあります。ただ、そこを解明しないとこの目標の数値の設定のしかたであるとか課題が見えてこないのではないかとこのところは意識しています。

委員長：その課題はどこにあるのですか。

事務局：先程の分は、9ページの真ん中の下から2段目に。まず要因を明らかにすると記載しています。

委員長：この分析課題を次の新しい目標値の設定の時の材料として使うということですね。

事務局：この要因を今年度中に解明するのは難しいと思います。解明のしかたをどうしていくかというところですが、アンケートを取るとか何かしないと、仕事や家庭も含めて一人ひとりの問題があるかと思えます。

委員長：この会で何%の目標にしようと決めて、「女性活躍推進法でも目標値を掲げなさいと言ってから数値を掲げます」として、それを点検していくシステムを法律に基づいてやるわけですね。「こういう目標を立てました。それで各担当のところでも独自の目標を立てて進めてください」ということになる。そうすると、「試験を受けてくださいよ」とか現場に動きが出てくると思えます。でも「私は受けられません」ということになれば、「どうなったら受けられますか」という話になります。それは調査をするまでもなく大体分かっていることでしょうか。どうですか。管理職になりたくないという人については。

委員：学校の現場では男女を問わず管理職になりたくない。これは大東市に限らない傾向だと思います。これは学校の管理職だけでなく市教委の指導主事も同じ傾向で、やってもらえそうな方

にこちらから声をかけている状況です。

委員長：なぜなりたくないのかという、管理職は忙しくて大変だからでしょう。学校の働き方改革も言っていないといけないかもしれません。28 ページの表で、大東市の公立中学校の管理職は25年度に6.3%、29年度は0%。府下では10.6%。

事務局：大東市は、30年度は1人です。

委員長：今後10年間でどのくらいになっていくか。学校現場での男女共同参画の推進が教育や子どもにどういう影響を与えるのかを重点施策のところに書き込んではいかがでしょう。

事務局：今の時点で意識調査の結果を考えると、今おっしゃっていただいた「家庭・地域における男女平等意識の浸透」のほうに入れさせていただこうと思います。性別役割分担意識、「男らしくしなさい、女らしくしなさい」ということを学校で言われることはすごく少なく、比較的先生方が配慮されており、教育の現場で子どもたちは適正な男女平等意識の教育を受けているのではないかと意識調査で見ました。ただ、帰ってからのお父さんやお母さんの言動やふるまいで、せっかく学校で習ったことの芽を摘まれていたりすることがあるので、やはり「家庭や地域」は強調させていただきたい。ただ、委員長がおっしゃるように全体的な流れでいうと、市役所や教育の現場で女性の管理職を増やしていくことは今後の取り組みにおいて絶対に必要だと考えます。

委員長：今後10年ということになると、自治体によってぐんぐんやっていくところと評価が若干おちていくところとありますからここは踏ん張ってください。

私が思うのは、第3次の見直しはいいけれども、もっとコンパクトに第2章につなげる。

第2章は第4次の骨子に入るわけですけれどもこの書き方というのは決まっているんですか。これを10年でやることを強調するために、「1. 計画の目的」と「5. 期間」を一緒にしてはどうでしょうか。重点施策というのは期間内に特に成果を上げたい施策であり、「緊急性」を入れる。これは「10年間に必ず数値目標なり施策を行う」という強い決意を入れていただくということで、「特に重点とする施策」と、「特に」を入れていただく。

事務局：さっきおっしゃっていただいた骨子案の6ページから11ページは、第3次の計画の時に取り組んだことや結果の課題、数値目標の説明をはじめ第3次計画で掲げた58の施策について、もう少しコンパクトにする方向で考えます。

委員長：「第3次でこういうことをやりました」と言っていて、「各課で点検したところこういうことが出ました」ということでこれをいれていただいたら。

事務局：ジェンダーの認知度については一旦我々の目標に到達するところまできたので、第4次でも追ってみたり違う目標を立ててみたりを考えていたのですが、委員からご指摘をいただいて、意識調査を行った時のジェンダーについての設問は、「生物学的生理的な性の違い、セックスに対して生まれたのちに後天的にこうあるべきだとして身についた社会的文化的な性差のことについて知っているか、聞いたことがあるか、知らないか」で、今回「知っている」という意見が50%を超えたのですが、質問が中途半端だったと思います。外してしまうには、本当に外して大丈夫なのか、もう少し突っ込んだ確認が必要だったのかなあとと思います。

委員長：2次、3次のところに「ジェンダー」という言葉が初めて出てきた時に、「ジェンダーという言葉を知って下さい」という意図で調査項目に入れています。その意味で言うと、「ジェンダーも知ってる」「セクハラも知ってる」という答えが5割を超えたということには意味があるので、そういう形でいったらどうですか。

委員：25年度で「ジェンダー」35%、30年度で55%と、言葉を知っている市民の割合が上がっているので関連性はわからないのですが、確かに効果はあるし、その2つの数値を比べたら逆転しているのは、ジェンダーという言葉を知るという効果は出ていると思います。

38 ページの「仕事」、「家庭生活」「地域・個人生活」の関わり方(市民)のところで、「地域」と「個人生活」をくくっているということ、これはアンケートの項目なので今からいじるとおかしくなるかもしれないですが、あれから諸々考えていて、「個人」は個人なので、家庭とも繋がっていないし地域とも繋がっていないのが個人かなあというのがあり、これを捉える時に、家庭や地域に関わっていない人ほど家にいる時は個人になれるんですよ。で、家庭や地域に関わっている、今は一般に女性が多いのですが、女性ほど家庭や地域にいる時に個人でいられないという状況がすごくあるかなと思っていて、やっぱり「地域」と「個人生活」がくっついているということに違和感があります。仕事だけをしている男性ほど家にいたら地域も関係ないし、家族も関係なければ個人でいられるということにとまどっています。

また、36、37 ページの「女性の生き方」で、「女性の思うとおりにするのがよい」の割合は、すべての年代で男性よりも女性のほうが少ないということ。男性は「女性の思うとおりにしたらいい」が「市民」でも 40%いるのに、女性自身のほうが「私自身の思うとおりにするのがよいと思っている」という人が少ないということが課題だと思います。それは大人だけじゃなくて小中高全てにおいてという所が課題としては大きいのかなと。

委員長：「女性が職業を持つこと」となっているから、女の人は自分のこととして捉えていると思います。

委員：女性の生き方で、男女共「女性は再就職型」が多数を占めています。質問は「女性の生き方」という質問なので、男性が特に育児、介護の時期にどう生きるかという質問が並んでいるべきではないかという意味で、男性ももしかしたらそういう質問をすることによって再就職型がいるかもしれないし、育児休業を取るなり仕事を緩めるなり選択肢が増えるかもしれない。

委員長：質問項目は時代によって変化します。役割分担がどうなのかに対して、共同参画で「どちらもやりましょう」「ワークライフバランスしましょう」という形でできている。今のご指摘で、今後質問も変わりうる。「地域・個人」という考え方も従来の質問方式でやっていくとこのようになります。

委員：前回 P T A 会長の件が話題になっていました。大東市ではほとんど男性です。ただ、他市では女性の P T A 会長がいる。例えば枚方市では、ある時 P T A の会長は圧倒的に女性が多いと聞いたので、大阪府下でもかなり地域性があるのかと思いました。

委員：箕面市も大東市と同じ状況で、男性が P T A 会長をする慣例があり、幼稚園だけ女性という形です。枚方市であれば、例えば女性が P T A 会長をする慣例になる。箕面市・大東市では、男性が P T A 会長をする慣例になっているのを変えられない、変え難いというのが課題になっているのではないかと思います。箕面市の場合、会長会は当然男性だが、副会長会は呼び方が女性副会長会となっている。

委員長：これは、大東市の現場で皆さんがどう考えていて、どうやれば開かれていくのか。これは人材育成ともリンクしてくるのではないのでしょうか。いろいろな審議会などにお母様方が入られて、「何もわかりませんが」という感じでやっていて、「じゃあ P T A はうちが次は手を挙げます」という例もあるし、人材育成の場をどれだけ提供できるかに関わってきます。

委員：計画の立て方としては、3 次の課題等は、その課題を解消していきましょうという形になると思います。「一番緊急性がある」というものは最重点施策として、その下に重点施策というように段階的に整理していくほうがわかりやすいのではないかと思います。それによって課題の解消の仕方もあるかと。目標設定は 13 項目となっているけれども、事業内容が 58 項目あり、また今回も同じになるなら、多すぎても力を入れるところが分散してしまったら本当にしたい施策に力が入らない気がします。その点も精査してもらえばいいと思います。

委員：集約したうえで、また優先順位付けするんですね。

委員：そうでないと、他市の計画を見たことがあるのですが、100項目以上あって、「個々に周知します」とか。やってあたりまえのことまで書いていたが、書けばいいというものではない。

委員：5ページの2と3。認知度よりも理解度を知るような問いかけが必要かなと感じました。

委員：国も府も取り組んでいるのになかなか改善されないのは、どこまで本気でこれを行っているのかと思いました。審議会でも女性が少ないからということはあるのですが、「男女半々でない」と審議会自体を成立させないとかもっと思い切った厳しい基準を設けない限り前に進むことができないのではないかと思います。重要なことを決める上層部に女性がいないので、状況が変わっていないと思います。

女性自体も「責任を負うのがいやだ」とか「しんどいからいやだ」といって管理職になりたい人が少ないですが、母数自体を増やしていかない限り上に登っていく人がいらっしやらないと思います。ある程度母数を増やして女性が重要なことを決めるところに参画していったからこそ男女平等が築けていったと思うので、もっと課題を深掘りするか、もう少し覚悟をもって男女比率を変えていかないと変わらないのではないかと思います。

12年前出産後、大東市のキッズプラザのセミナーに参加して自己紹介した時、自分以外はみんな専業主婦で、夫に養ってもらってあたりまえをよしとしていました。大東市は古典的な意識が強いので、前へ進むのもちょっと弱いと感じます。目標値も「できませんでしたね」ということで終わってこの数字という感じなので、もっと強く推し進める何かが必要なのではないかと思います。

価値観の問題があったり教育にも関係するのですが、立場が変わるとそこで見出すおもしろさがまた変わってくると思うので、そのチャンスを広げるということに特化する。PTAの役員になりたくない人が多いけれど、やってみておもしろいと思ったり、人間関係が広がったことによって自分の可能性も広がったと思う人がたくさんいると思います。でも、そういう機会がなかなかない。

委員長：政策方針決定まで活躍できる人材、リーダーの養成、もっと公募制を導入していく。そしてチームを作る時には男女半々ということを進捗体制や重点施策の中に加味していくことを考えるといいですね。

今回はこれに施策の内容、資料までのところが入ってくるということになります。子ども達のデートDVの考え方や、女性の生き方についてなどいろいろピックアップされていますが、データはどういう目的でピックアップしたのですか。

事務局：19ページからの施策を具体的に設定している中で、今回の意識調査の結果や、前回調査との比較で見えて来た課題、改善点などを各課所管で分析し、19ページ以降に出てくる施策が新しいものが出てきたり、前のものを変えたり、施策の内容が具体的に次の素案で出てくる、そこに生かさせていただくというのがあります。

委員長：特に大東市の管理職比率は読む人が注目するわけですね。すると、「大東市は“0”か」となりますよね。これはどこにどのような形でこのデータは補強材料として生かそうと考えているのですか。

事務局：計画の中にたしていくということですね。

委員長：ただ、「こんなものもありますよ」という形になってくるのか。

事務局：お手許の骨子案のような形で、資料は今参考にお付けしているというよりも、計画書の中でも冊子のうしろに参考資料ということでデータを盛り込んでいこうと思っています。

委員：18ページに計画の体系がありますね。この中の補強材料としてこれがいいということですか。

事務局：実際この18ページの施策の方向が今の時点で28挙げており、ここから派生する事業内容が58になるか、増えるかもわからないし絞り込んで減らすことも考えてはいますが、調査結

果を踏まえた目標ということで、なぜこういう目標をたてたのかという裏付けとして計画の後段に付けるデータと認識していただければと思います。

委員長：先ほど 33 ページのところの下線が引いてあるのは何か説明してください。

事務局：女性で唯一男女平等感が高まっているのが「職場」ということです。平成 24 年は 13.3% だったのですが、今回は 30.1%となりました。

委員長：改善されたということですか。

事務局：そうですね。ただ、他の項目は下がっているのも、一方では男性は半数以上の項目で、平等になってきている意見が増えています。

委員長：これだけ出されてもそこまで読み込めないのも、下線の説明がないと分かりにくい。40 ページ 41 ページの「デートDVの判断について（児童等）」の項目で、これは女性と男性をそれぞれ見て下さいね、ということですね。

委員：調査結果の一つ一つに分析結果というか所見を入れたほうが良いということですか。

委員長：できれば最低限分かりやすく表示するのが良いと思います。

委員：これを見る時は、どこを見ればいいですか。

委員長：例えば 42 ページの場合、このグラフだと一生懸命見た人は、「なるほどこういうのかなあ」と読んでくれるかもしれないけれども、パッと見たら「そんなにないわ」と思われるかもしれません。

委員：よく「日本の女子高生 5 人に 1 人がデートDVにあっている」と言われていますが、これをよく見ると、「相手にされたことがある」、「相手にしたことがある」と挙げているけど、「相手にしたことがある」という数字は、一見した時に「されたという感覚はないけど、自分がする」という感覚を持つ学生が多いのかなと思い、そういう意味でもいろいろ考えてしまいます。

委員：児童虐待も、子ども自身は虐待されたと気づいていない。大人になって勉強したり、話を聞いて確認を受けたりして、「あれは虐待だった」と後で気づく。子どもは気づけない。大学生になると、気づく教育ができるだろう。大学生女子も高校生女子も割合が高い。これはこういう分析に従ってその数値を見ていくということはできますね。「暴力にあたる行為の一つでもされたりしたことがある」と回答した割合、されたりしたり、これは合わせているのですか。

委員：もしかするとどちらも当てはまる人がいたかもしれませんが、ここではどちらか一つの選択をさせていただいています。

委員：31 ページの国際比較のところ、男女平等ランキングが発表されました。日本は 114 位だったので、新しい情報を入れておくとよいと思います。

事務局：今は 2016 年度のデータを上げています。

委員「世界男女平等ランキング」という名前が上がっています。

委員長：次回で骨子案が、素案になりますね。

事務局：今日皆さんからいただいたご意見も含めて、各課で検討している具体的な事業について集約し、一度 8 月中旬頃に各課の課長が集まる幹事会を開き、まず幹事会で議論した後に、9 月に第 3 回策定委員会で皆様にお集まりいただき、素案を見ていただき市の意見・集約をご報告できればと考えています。

委員長：早く第 4 次のところにいけるように大東市の総論をコンパクトにさせていただくことと、ユニークな調査をされているので、調査結果を読みやすくしていただきたいと思います。

委員：これから 10 年のことを考えると、親の介護を男女でどう分担しているのかイメージできるかいい。

委員長：具体的な施策の中でそういうのが出てくるのを期待してということですね。

委員：読んでいくのが大変。重点施策とか、10 年後にはこの大東市がどうなっていきたいのかとい

うことも、明確に、重点施策があつて、こうなっていくということがパッと見てわかれば読む気がします。開けた時、すぐに「こういうことを目指す」ということがわかれば読む気になると思います。

委員長：1案2案、今までの形式にとらわれないで「未来に向かって」という感じでやってもらえたらと思います。

委員：素案が出て具体的な動きが見えてからの話かなあと思っていたんだけど、配付でいただいた、苦情処理のガイドブックを見て思ったのは、何か事情があつた時に、「このような方向性で、こういうふうな動きをしようとしているのでそれを注視してください」という回答が何か所かありましたが、じゃあ今困っている人がどこに相談すればいいかというのがあまり見えてないという回答が何回かあつたんです。同じようなことでこの10年後の目標は、目標値や取り組みが出た時に、それをもう少しスモールステップに区切って「来年はこれ」「2年後はこれ」というところがあつてもいいのかなと思っています。達成度合いも、「10年後にそこに達成するために来年は2%増やしましょう」ということがあつてもいいのではと思っています。

委員長：過程というか、何年後に超えられるかというのを1枚ぐらいいでできてもいいですね。

委員：目標数値を達成するために、3次計画の進捗状況を読んだのですが、「いろいろなことをされている」と思ったんですけれども、知らないこともたくさんあるので、果たして市民の方たちに、どれだけ取り組みが知られているのかとすごく気になりました。父子健康手帳があることも私は知らなかったのも、そういうことが市民の方にどれだけ知られているのか、どういう啓発がされているのかということちょっと聞いてみたいと思いました。

委員長：3次計画を全部読んで、「いろいろやっってはるな」というところが多かつたと。そういう意味では、この58の施策を見ていただけるといいことかもわからないけれども、あまりここだけにページを割かないで次につなげる。5ページの達成度と取り組みの課題を一つにして続けてもいい。

では、いただいたご意見を元に事務局計画素案を作成していただき、次回はその素案について進めていきます。それでは本日の策定委員会は以上です。

事務局：それでは事務局からご連絡をさせていただきます。

第3回委員会の日程は9月13日（木曜日）の午前10時からでお願いできればと思います。

委員：承認

事務局：よろしくお願ひいたします。

事務局：以上を持ちまして、第2回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。